

●香川県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成29年12月26日から平成30年1月23日まで一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市多和中山上10番1地先 から さぬき市多和中山上35番地先ま で	9.5~34.1	288	平成26年香川県告示第230号 で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成29年12月26日